

【29 解読文】堀口村分離独立願二付伺（明治十四年：一八八一）〈C〉

(表紙) 明治十四年 (朱書) 「第二号」
同十五年
名称区域

(朱書) 永年保存 (朱印) 「十四年一号」
「郡市町村名称区域 合二冊ノ内」

十四年四月一日調 水野忠愛 (印)

令 (印) 書記官 (印) 庶務課 (印) 事務係 (印)

那波郡堀口村連合分離独立願ノ義二付伺
〈那波郡堀口村連合分離独立願いの義に付伺い〉

別紙之通、分離独立出願
〈別紙の通り、分離独立出願〉

之趣、不都合之次第無レ之ニ付、
〈の趣（おもむ）き、不都合の次第これ無くに付、〉

御許可相成可レ然哉、相伺候也
〈御許可相成り然（しか）るべき哉、相伺い候也〉

印 書面願之趣、聞届候事
〈書面願いの趣き、聞き届け候事〉

明治十四年四月二日 長官

(朱書) 「甲第二百四拾七号」

部内那波郡堀口村聯合 下福島・八斗島・戸谷塚之
〈部内那波郡堀口村聯合（れんごう）下福島・八斗島・戸谷塚の〉

各村分離致度段、協議行届候
〈各村分離致し度段、協議行き届き候〉

趣ヲ以テ別紙願書差出候ニ付、
〈趣きを以（もつ）て別紙願書差し出し候に付、〉

取調候処、敢不都合ノ廉無レ之候
〈取り調べ候処、敢（あ）えて不都合の廉（かど）これ無く候〉

条、書面致進達候也
〔条、書面進達致し候也〕

十四年三月廿八日 佐位・那波郡長 石原藏藏印

楫取群馬県令殿

.....

以三書付二奉三願上一候
〔書付を以て願い上げ奉（たてまつ）り候〕

一昨明治拾二年一月中、御説諭二基キ、下福
〔一昨明治拾二年一月中、御説諭に基づき、下福〕

嶋村外二町三ヶ村聯合戸長相立、事務取扱
〔嶋村外二町三ヶ村聯合戸長相立て、事務取り扱い〕

候処、今般小前一同協議之上、当村限り
〔候処、今般小前（こまえ）一同協議の上、当村限り〕

分離致シ、独立事務取扱度、依而伍長連
〔分離致し、独立事務取り扱い度、依（よつ）て伍長連〕

印ヲ以、此段奉三願上一候
〔印を以て、此（こ）の段願い上げ奉り候〕

那波郡堀口村 伍長

明治十四年三月廿八日

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|--------|
| 田部井清平 | 田部徳太郎 | 吉田徳太郎 | 後閑平吉郎 | 徳江平佐郎 | 石原卯八郎 | 水戸元治郎 | 野村藤左郎 | 吉田佐太郎 | 太田文平 | 太田求内 | 太田源平 | 太田平馬 | 山口治郎 | 山田直治 | 太田直治 | 五十嵐匡里 | 五代小柴勇磨 |
| 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 |

戸長 徳江 治平 印

楫取群馬県令殿